

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成24年3月31日京都市条例第75号）
（行財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 固定資産税及び都市計画税

(1) 平成24年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る同年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担について、次のとおり調整措置を講じることとします。

ア 宅地等（農地以外の土地をいう。以下同じ。）に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該宅地等の当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」といいます。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とします。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には当該税額とします。

（附則第9条及び第14条関係）

イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいいます。

以下同じ。）が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とします。（附則第9条及び第14条関係）

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とします。（附則第9条及び第14条関係）

エ 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とします。（附則第10条及び第15条関

係)

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

オ 市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」といいます。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とします。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とします。

（附則第12条の2及び第16条の2関係）

(2) 住宅用地又は市街化区域農地に係る平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、次の措置を講じることとします。（改正附則第2条関係）

ア 宅地等調整税額については、当該宅地等調整税額が、住宅用地の当該年度の価格に10分の9を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とします。

イ アにかかわらず、住宅用地のうち負担水準が0.9以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とします。

ウ 市街化区域農地調整税額については、当該市街化区域農地調整税額が、市街化区域農地の当該年度の価格に10分の9を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とします。

エ ウにかかわらず、市街化区域農地のうち負担水準が0.9以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とします。

(3) 平成25年度分又は平成26年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分

の固定資産税の課税標準とすることとします。（附則第8条の2及び第11条関係）

- (4) 宅地等で当該年度における用途が前年度の用途と異なるものについて平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担の調整措置を適用する場合には、税額計算の基礎となる当該各年度の前年度の課税標準額の算定方式は、当該宅地等の用途変更後の用途に係る本市の平均の負担割合を使用する方式によらず、当該宅地等が、当該各年度の前年度における賦課期日においても、当該各年度における賦課期日における用途と同じ用途に供された宅地等であったものとみなして算定する方式によることとします。（附則第9条の2及び第14条の2関係）

2 その他

- (1) その他必要な規定の整備を行うこととします。
- (2) 上記の改正は、平成24年4月1日から施行することとします。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第75号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第8条の2の見出し中「平成22年度又は平成23年度」を「平成25年度又は平成26年度」に改め、同条第1項中「平成22年度分又は平成23年度分」を「平成25年度分又は平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地で、平成23年度分」を「平成25年度適用土地又は平成25年度類似適用土地で、平成26年度分」に改める。

附則第9条の前の見出し及び同条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第9条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第11条第3項中「平成22年度」を「平成25年度」に改め、同条第4項中「平成23年度」を「平成26年度」に改める。

附則第12条の2、附則第14条の前の見出し及び同条中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第14条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条（見出しを含む。）及び附則第16条の2中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第17条の3第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度か

ら平成26年度まで」に、「第6項」を「第5項」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第23条第6項中「附則第41条第11項各号」の右に「又は第15項各号」を加える。

附則第26条中「平成23年度から平成25年度までの各年度分」を「平成24年度分及び平成25年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(住宅用地及び市街化区域農地に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置)

第2条 平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税又は都市計画税についての改正後の条例附則第9条、第12条の2、第13条、第14条及び第16条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げるこの条例による改正後の京都市市税条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第9条	附則第18条	附則第18条又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正法第1条の規定による改正前の法（以下「平成24年改正前の法」という。）附則第18条第2項若しくは第4項
附則第12条の2	附則第19条の4	附則第19条の4又は平成24年改正法附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の法附則第19条の4第2項若しくは第4項
附則第13条	附則第18条、	附則第18条、平成24年改正法附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の法附則第18条第2項若しくは第4項、法附則
	又は第19条の4	、法附則第19条の4又は平成24年改正法附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の法附則第19条の4第2項若しくは第4項
附則第14条	附則第25条	附則第25条又は平成24年改正法附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の法附則第25条第2項若しくは第4項

附則第1 6条の2	附則第2 7条の2	附則第27条の2又は平成24年改正法附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の法附則第27条の2第2項若しくは第4項
--------------	--------------	---

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正前の京都市市税条例附則第26条に規定する場合における同条に規定する他の軽自動車，他の二輪自動車等又は他の小型特殊自動車に対して課する軽自動車税については，なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第4条 前2条に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な経過措置は，市長が定める。

(行財政局税務部税制課)